

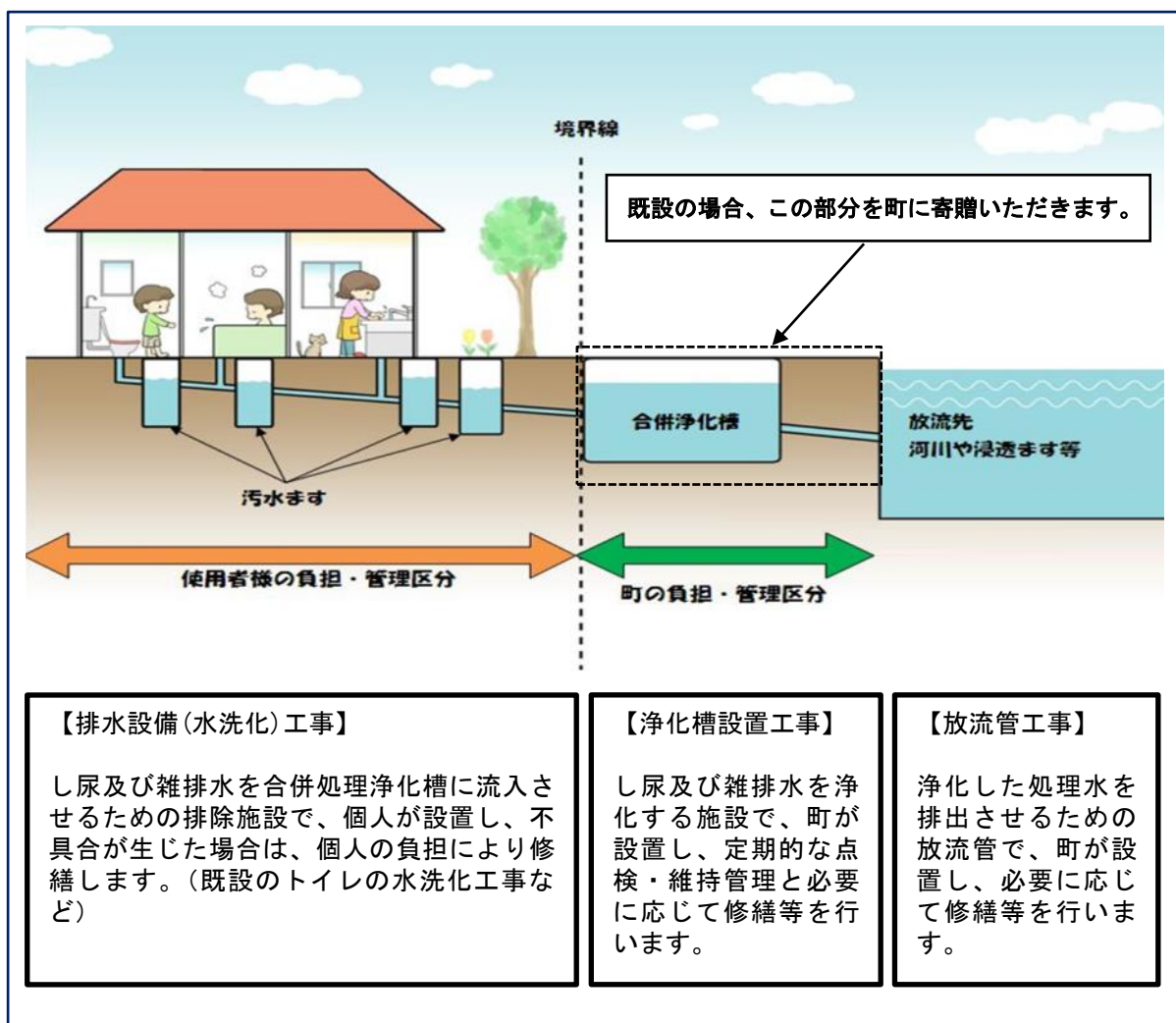
## 1. 個別排水処理施設整備事業の概要について

個別排水処理施設（合併処理浄化槽）整備事業は、町が主体的に公共下水道区域外における合併処理浄化槽の設置や維持管理を行い、衛生的で快適な生活環境の実現と良好な水環境の保全を図ることを目的とした事業です。併せて、設置者個人の経済的負担の軽減と施設の適正な維持管理が期待できます。

（主な内容）

- ・ 個別排水処理施設の設置形態を「個人設置型」から「個別排水処理施設型」へと移行します。（平成29年度以降は、町が設置主体となります。）
- ・ 町が、主体的かつ計画的に個別排水処理施設の整備を推進します。新設にあたっては、受益者分担金を納めていただきます。
- ・ 既設の浄化槽をお持ちの方で、町による管理を希望される方は、施設を町に寄贈していただきます。なお、埋設部分に関する土地については、無償で使用させていただきます。
- ・ 町が適正な維持管理を行うための経費として、浄化槽使用料を徴収します。

### ■ 合併処理浄化槽の工事・管理区分



### 合併処理浄化槽の必要性

本町の生活排水は、市街地を中心に公共下水道で処理し、その他地域の一部は、合併処理浄化槽によって処理されていますが、未だに未処理のまま水路等に排出されている現状もあり、生活排水等が河川の水質汚濁に影響を及ぼしています。（生活排水処理基本計画より抜粋）

統計上、1人が1日に使用する水の量約200リットルには、汚濁物質（BOD）が40g含まれているとされています。その内訳は、トイレが13g、風呂・台所などから出る生活雑排水が27gと、生活雑排水の汚れがトイレの2倍以上あります。この汚れた水が河川や湖沼の汚濁、環境の悪化を招き増大させていると言われています。

### 合併処理浄化槽の利点

- ・ 下水道の整備されていない地域や整備が不可能な地域に簡単に処置できます。
- ・ 台所、風呂場、洗濯などに使った水とトイレの排水を一緒に処理できます。
- ・ 処理した水がきれいなので道路側溝や河川に安心して流せます。
- ・ 設置にはわずかな期間と少ないスペースで、各家庭のどこにでも設置できます。

## 2. 受益者分担金制度について

受益者分担金は、個別排水処理整備施設（合併処理浄化槽）を新たに設置する際、設置費の一部を負担していただくもので、合併処理浄化槽を設置した翌年度に、納付書により4年（16期）に分けて納めていただくことになります。

分担金額については、従来、栗山町合併処理浄化槽設置等助成金交付事業において、設置者個人に負担していただいた額（標準工事費から町補助金を差し引いた額＝39万円）と同額とする予定です。

### ■人槽別標準事業費負担区分表

浄化槽の規模		浄化槽設置費及び使用料			浄化槽使用料
		標準工事費	浄化槽設置費（新設）		
人槽	建物の延床面積		町	負担区分	
		個人（分担金）			
5人槽	130㎡以下	108万円	69万円	39万円	
7人槽	130㎡を超える	135万円	96万円	39万円	
10人槽	2世帯住宅	185万円	146万円	39万円	

・ 水道水使用の場合  
口径13mm  
基本料金 376円  
水量料金（1㎡ごと）  
240円

・ 浄化槽使用料  
基本料金 200円  
1～20㎡ 212円  
21～100㎡ 224円  
（税別）

※水道水以外の場合  
認定水量により計算

### 3. 浄化槽使用料について

合併処理浄化槽の機能を十分に発揮させるには、浄化槽法にも定められていますが、年1回の定期的な点検（法11条）や概ね年3回以上の維持管理（法10条）が必要となります。今後は、町がこれらの管理を行うことから、維持管理等の経費に充てるため、浄化槽使用料を徴収することになります。使用料金については、現行の下水道料金（下記の表参照）に準じる予定です。

また、浄化槽使用料の基礎となる使用水量の算定は、水道水を利用している場合には、水道使用水量とし、水道水以外（地下水などの自家水）の水を使用している場合には、下水道条例に基づく認定基準により算定することになります。

#### ・1ヶ月の使用料金（消費税別）

区 分	水道料（口径13mm）		浄化槽使用料		
	基本料金	給水量料金	基本料金	水量料金	
家庭用	376円	1 m <sup>3</sup> ごと 240円	200円	1～20 m <sup>3</sup>	212円
				21～100 m <sup>3</sup>	224円

※上記の他、合併処理浄化槽に空気を送り込むブロー（送風機）は、24時間運転が必要となるため、その電気料については、一定の金額を町が負担する予定です。

例：1ヶ月に25 m<sup>3</sup>の水道水を使用した場合の浄化槽料金

基本料金		200円
超過料金1（20 m <sup>3</sup> ）	212円 × 20 m <sup>3</sup> =	4,240円
超過料金2（5 m <sup>3</sup> ）	224円 × 5 m <sup>3</sup> =	1,120円
消費税	5,560円 × 8% =	444円
計		6,004円

#### ビニールハウス等で水道水を使用している場合

農作業目的で、ビニールハウス等において水道水を使用している場合、その使用水量が浄化槽使用料に反映されてしまいます。こうした場合、水道メーターを家庭用と作業用に分ける（別にメーターを設置する）と、メーターを分けない場合に較べて浄化槽使用料が安くなる場合があります。

なお、メーター設置に係る費用は個人負担となり、メーター設置に伴って、水道料の基本料金が発生します。

#### 4. 制度移行による費用負担のあり方について

・費用の内訳

	従前（28年度まで）	29年度以降（予定）
設置時負担	自己負担 39万円	受益者分担金 39万円
使用料	— (別に水道料を負担)	浄化槽使用料 (別に水道料を負担)
維持管理費	<u>個人負担</u> (法定検査料、維持管理委託料、 汚泥汲取費、電気代、修理代)	<u>町負担</u> (法定検査料、維持管理委託料、 汚泥汲取費、電気代、修理代)

#### 以上から年間の負担額（概算）を比較すると…

※合併処理浄化槽7人槽・年間水道使用量300m<sup>3</sup>（月25m<sup>3</sup>）の場合（税込）

	従前（28年度まで）	29年度以降（予定）
浄化槽使用料	—	72,048円
維持管理費	検査料	8,000円
	委託料	66,960円
	電気料	約12,000円
	修理代	約10,000円
	小計	約96,960円
合計	約96,960円	72,048円

※1年間分の電気料として、全戸一律の金額を年度末に支払うことを検討中です。

#### 個別排水処理施設整備事業に移行した場合

年間で 約 24,912円 のメリット

※あくまで一例です。浄化槽規模や使用水量など個々の条件により異なりますが、この制度では使用水量の少ない世帯ほどメリットが大きくなります。

# 浄化槽で快適に！

トイレを水洗化

～自然環境にやさしい汚水処理～

平成29年から浄化槽設置は町が行います。

## 個人負担は？

- 受益者分担金 39万円（最長4年16回払予定）
- トイレ改造・排水管布設工事費

（条件により異なるので業者見積額）



- 使用料金 約4,800円/月（20 m<sup>3</sup>使用の場合）

- ・ 維持管理・検査・清掃・修理は町が行います
- ・ 電気料金は町が負担（金額未定）

★ すでに浄化槽を設置されている世帯は、**町に寄付**することで、**上記使用料金**となり、維持管理・検査・清掃・修理の負担がなくなります。★

## お問い合わせは

栗山町建設水道課 上下水道グループ

73-7514